

事業者間連携による不動産流通市場活性化宣言

今後人口減少や環境問題が一層顕在化すると予想される我が国が、将来に渡って安定的に成長していくためには、国民の重要な資産である中古住宅ストックを有効活用できる社会へ移行することが重要である。また近年、消費者においても住宅の本質的価値を見極め、自身の生活スタイルに合った住宅を購入しようとする意識が強まり、中古住宅への志向が益々高まっている。このような環境のもと、政府をあげて中古不動産流通市場の活性化に向けた各種施策が展開されており、不動産関連事業者の連携によるコンサルティング能力の向上はその重要な施策の一つとして位置付けられている。

我々は、これら政府の施策を受け、リフォームやインスペクション、瑕疵保険、金融等の中古住宅取引に係る様々なサービスを提供する専門事業者と宅建業者との連携体制を構築し、消費者が安心して中古住宅を取引できる環境の整備に取り組んできた。

この結果、各地域において、中古住宅取引に係る各種サービスのパッケージ商品の開発・提供や人材育成を通じた円滑なサービス提供体制の整備、充実した情報開示を付加価値とする中古住宅の流通モデルの展開等により新たなビジネスモデルが構築されたほか、空き家の流通といった地域課題の解決に向けた取組もなされた。

我々は、このような不動産関係事業者の連携による取組を更に発展させ、以下の方針により、消費者へのよりよいサービス提供の実現に引き続き尽力することをここに宣言する。

- 一、中古住宅取引の過程では、そのサービスを提供する事業者に横断的かつ専門的な知識が必要であることを踏まえ、知識の修得と資質の向上に向け弛まぬ研鑽に努める。
- 一、中古住宅取引の活性化のためには、消費者の取引に係る安心確保や中古住宅に対する理解向上が重要であることに鑑み、消費者とのコミュニケーションを重視し、的確な情報や質の高いサービスの提供に努めるとともに積極的な啓蒙活動に努める。
- 一、地域における中古住宅取引活性化の重要な担い手としての誇りと責任を自覚して、当該地域のニーズを踏まえたサービス提供のあり方を追求するとともに、その普及・定着に努め、もって地域社会の発展に貢献する。
- 一、各地域で活動する協議会が相互に連携・協力し、各々の先導的取組事例を継続的に共有することにより、各地域における活動の更なる充実・発展を図る。

平成 26 年 3 月 25 日

北海道既存住宅流通促進協議会

東北地区中古住宅流通促進協議会

首都圏既存住宅流通推進協議会

富山県中古住宅流通促進協議会

甲信越地区中古住宅流通促進協議会

静岡不動産流通活性化協議会

既存住宅品質サポートセンター

近畿圏不動産流通活性化協議会

関西不動産流通活性化連携協議会

兵庫既存住宅活性協議会

建築・住宅支援センター協議会

不動産コンシェルジュ中国地区協議会

四国中古住宅流通促進事業協議会

九州・住宅流通促進協議会